

令和4年度（2022年度）公共事業（大規模等）事前評価調書

（様式3）

調書番号	06-08	基準年月日	令和5年3月1日
所管部	農政部	作成責任者	農政部農村振興局農村計画課長 鈴木 仁志
		担当係	水田計画係（内）27-425

I 基本事項								
事業種別	道営土地改良事業費（農地中間管理機構関連農地整備事業）							
ふりがな 地区名	むらうち 村内			市町村名	北斗市			
事業期間	採択	R6 (2024)	完了	R14 (2032)	総事業費	2,900 百万円		
負担割合	国	55.0%	道	32.5%	市町村	12.5%	その他	—
		1,595		943		363		—
事業目的 ・目標	<ul style="list-style-type: none"> ●良質米安定生産および転作作物の生産性向上を図る。 ●農作業効率の向上および水管理の合理化により労働力の省力化を図る。 ●換地により農地や農業施設の再編整備を図る。 ●担い手への農地集積を図る。 ●事業実施により安全・安心な食の生産をささえる。 【アウトカム】 等 <ul style="list-style-type: none"> ●事業実施前（R5年（2023年））の担い手農地利用集積率（受益面積のうち担い手が耕作する面積の割合）は66.9%だが、本事業を実施することにより事業完了翌年に100.0%の高水準を維持することが可能となる。 							
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ●本地区は北斗市の東部に位置する水田地帯である。 ●基盤整備が行われておらず農地の生産性が低い状況にあるとともに、区画が狭小で複数の地権者が錯綜している地域のため、担い手農家の集積が進まない地域となっていることから、生産基盤の整備を行うことにより、担い手農家への集積・集約化を加速化させ、豊かで競争力ある農業の実現に資する。 							
工事費内訳	受益面積 A=77ha 受益戸数 37戸 ○区画整理 A=77ha（整地、暗渠排水、用水路、排水路、道路） ○測量設計費 ○用地補償費 ○換地費						（百万円）	
							2,586	
						235		
						27		
						52		
						計	2,900	
総合計画での 位置付け	総合計画 の体系	大項目	中項目	小項目	施策名			
		経済・産業	農林水産業の持続的な成長	潜在力のフル発揮で地域の経済・社会を支える農業・農村づくり	収益性の高い農業経営の確立に向けた生産基盤の整備			
特定分野別 計画等での 位置づけ	施策目標 ・方針	【計画名：第6期北海道農業・農村振興推進計画 P23】 （農業の生産力・競争力強化に向けた農業生産基盤の整備） スマート農業技術や野菜などの高収益作物の導入を容易とするほ場の大区画化や農地の排水対策、高品質で安定した生産を支える畑地かんがい、農産物の輸送の効率化や農業用車両の安全な走行を支える農道など、農業の生産力と競争力の強化に向けた整備を、農業者が積極的に取り組めるよう配慮しながら、計画的かつ効果的に推進します。						
	関連する 指標	食料自給率（カロリーベース） 令和12年度（2030年度） 目標値：268%						

II 評価					
1. 必要性	<ul style="list-style-type: none"> ●本地区は水稻（転作率37%程度）、大豆、小麦を主体とした営農が行われ、ネギ、ばれいしょ等の高収益作物も作付けされている。 ●地域では冷害に強く、良食味な北斗市発祥の米「ふっくりんこ」が作付けされ、そのふっくりんこを使った加工品（ビール、スイーツ）が市内で販売されるなど6次産業化の取組も進められている。 ●本地域はこれまで道営事業等での基盤整備が行われておらず、現況の狭小な区画は作業効率が悪く、排水不良ほ場など生産性・効率性の低下を招いている上、複数の地権者による所有権が錯綜した土地となっているため、担い手農家がまとまった農地を集積・集約化しにくい状況となっている。また、末端用水路は未整備の路線も多く、用排分離がなされていない箇所も残存しているため、用水の安定供給が行えないことや維持管理労力の増加など水管理に苦慮している。 ●そのため、ほ場の大区画化と併せて農業用排水施設の整備を行い、水管理の省力化や維持管理費の低減など営農の更なる効率化を図ること、また、暗渠排水及び暗渠排水の落口を確保する排水路整備を行い、農地の排水性の改善と汎用化を図ることが必要である。 				
2. 適切性	<ul style="list-style-type: none"> ●実施にあたり関係機関との協議調整や専門的な知識が必要とされることから、北海道による実施は適切と判断する。 ●土地改良法及び事業実施要綱等に基づく道営事業の要件（10ha以上）を具備しており、北海道が実施主体となる。 				
3. 代替案の検討	<ul style="list-style-type: none"> ●整地については、田差、表土の厚さ、心土の状況により工法を選定している。 ●暗渠排水の管種と疎水材の決定に際しては、入手の容易さや供給量が十分あり、地域の実績等をもとに選定している。 ●用水路については、設計条件を考慮し構造を選定している。 ●排水路については、現況切深の検証を行い構造を選定している。 				
4. 緊急性・優先性	<ul style="list-style-type: none"> ●担い手の経営規模拡大に対応した効率的なほ場の整備が早急に求められている。 ●農地の排水性の改善による汎用化の促進など、作物の生産性の向上を図るための早急な整備が求められているため、緊急性は高い。 ●新たな食料・農業・農村基本計画では、食料自給率の向上を目標に掲げ、講ずべき施策として農業生産基盤整備を位置付けており、食料の安定生産に寄与する本事業の優先性は高い。 ●高齢化の進展や担い手不足など、農業を巡る情勢は厳しく、生産コスト低減など、農業の競争力強化は喫緊の課題となっている。 				
5. 環境への影響・配慮	<ul style="list-style-type: none"> ●本地区は北斗市が作成した田園環境整備マスタープランにおいて環境配慮区域に位置付けられている。 ●本地区の排水流末が接続している河川に生息する魚類や動植物の生態系及び景観に配慮した環境保全対策について、渡島総合振興局が開催した環境情報協議会にて提案し了解を得ている。 				
6. 妥当性	根拠法令等	土地改良法、北海道農業・農村振興条例			
	その他	北海道総合計画、第6期北海道農業・農村振興推進計画、第2次北斗市総合計画			
	【地域の動向・意向】				
7. 事業効果	●R1（2019）	上磯土地改良区より渡島総合振興局へ整備要望を受ける。			
	●R2（2020）	北斗市農業農村整備事業管理計画に登載。 受益者、北斗市、上磯土地改良区等と協議調整、整備要望の取りまとめを行う。			
	●R3（2021）	上磯土地改良区より道営土地改良事業計画策定要望の申請			
	【事業関係手続】				
	●R5（2023）	土地改良法に基づく事業計画概要の作成（予定）			
	経済効果の内訳（百万円）		費用の内訳（百万円）		B/C
	作物生産効果	792	区画整理	2,453	1.16
	品質向上効果	196	関連施設	578	
	営農経費節減効果	2,542			
	維持管理費節減効果	△ 102			
	国産農産物安定供給効果	116			
	計（B）	3,544	合計（C）	3,031	
	【備考】				
	<ul style="list-style-type: none"> ・「土地改良事業の費用対効果分析マニュアル」（農林水産省H30改正）に基づき算出している。 ・経済効果の合計と費用の合計は、「工期+40年」の累計で算出しR5年度に現在価値化している。 ・費用の合計は現在価値化しているため事業費と異なる。 ・区画整理内用排水路と接続する上位用排水施設等にかかる費用を「関連施設」として計上している。 ・維持管理費節減効果は、現施設の維持管理費に対して、再整備した場合の維持管理費の増減及び事業を実施せず現施設がなくなった場合の維持管理費の増減の合計により、マイナスとなる。 				

<p>8. 事業特性による特記事項</p>	<p>【協議・調整状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●協議事項：上位国営事業との調整、用排水路の市道横断・河川協議、農道の市道接続協議、埋蔵文化財包蔵地に係る協議、水道移設協議 ●実施状況：いずれの協議も終了しており、工法等について了解を得ている。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●集積集団化等促進基盤整備計画書を作成。（農地集積計画） ●担い手：農業経営の改善に意欲的で、市町村が認定した地域農業を担う農業経営者。 		
<p>Ⅲ 今後の対処方針</p>			
<p>対処方針</p>	<p>農地・農業施設の整備水準の向上に大きく寄与し、地域農業の維持に大きく貢献するとともに国民への食料の安定供給に資することから要望を行うことは妥当である。</p> <table border="1" data-bbox="328 479 1479 524"> <tr> <td style="text-align: center; width: 10%;">a</td> <td>a：要望を行うことは妥当 b：要望に当たって検討を要する c：要望を行うことは妥当でない</td> </tr> </table>	a	a：要望を行うことは妥当 b：要望に当たって検討を要する c：要望を行うことは妥当でない
a	a：要望を行うことは妥当 b：要望に当たって検討を要する c：要望を行うことは妥当でない		

農地中間管理機構関連農地整備事業

むらうち
村内地区 計画一般図

位置図



北斗市

N



マイホク食品

14

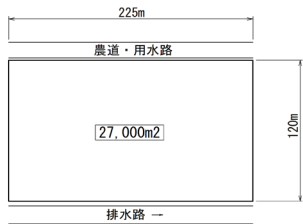
文月

村内

南大野

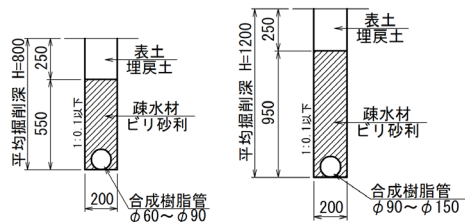
区画整理工 標準図

標準区画割図



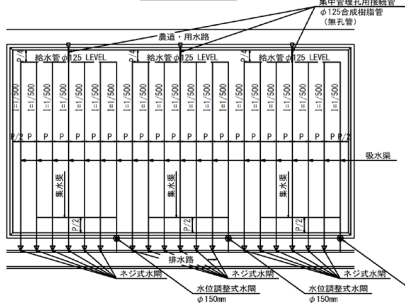
吸水渠

集水渠

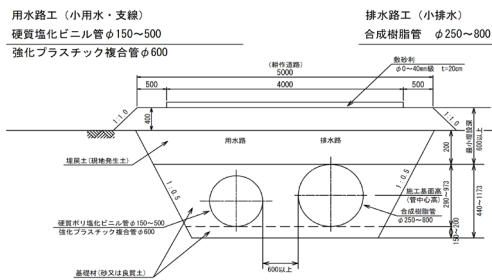


暗渠排水(田) 標準図

標準配線図

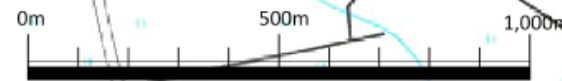
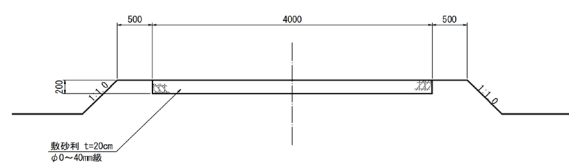


用水路排水路 複合配管



耕作道 標準定規図

単独



凡 例		
	地区界	
	幹線用水路	
	用水路(区画整理)	
	排水路(区画整理)	
	既設排水路	
	耕作道	
	暗渠排水	
	区画整理	
	受益地	田
	受益地	畑